

下仁田ジオパークロゴマークデザイン使用要綱

ジオパーク下仁田協議会

1. 目的

この要綱は、下仁田ジオパークのイメージアップを目的とした、下仁田ジオパークロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用基準について定めることを目的とします。

2. ロゴマーク

ロゴマークの基本デザインは次のとおりとします。

- (1) カラーバージョン 別紙のとおり
- (2) モノクロバージョン 別紙のとおり

3. 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- (2) ロゴマークの色は、指定のカラーを使用してください。
- (3) デザインの特性からロゴマークの背景には白色を推奨します。

4. 著作権及び使用权

- (1) ロゴマークの著作権は、下仁田町に帰属します。
- (2) この要綱によりロゴマークの使用が許可された場合であっても、第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできません。

5. 使用权者の責任

ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとします。

6. 使用する対象

ロゴマークは、下仁田ジオパークのイメージアップを図るために制作される次の媒体等に使用することができます。ただし、商品への使用については、下仁田町内に主な事業所を置く個人及び企業、その他の団体に限るものとします。

- ① パンフレット、ちらし、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等
- ② 案内看板

- ③ 名刺、名札
- ④ バッチ、缶バッチ
- ⑤ ゴム印
- ⑥ 自動車等への表示
- ⑦ その他

7. 使用料

この要綱に基づいて申請を行い、承認された場合は、ロゴマークの使用料は当分の間無料とします。

8. 使用申し込み及び承認

- (1) ロゴマークの使用を希望する方は、様式1によりジオパーク下仁田協議会長あてに使用の申し込みをしてください。
- (2) ジオパーク下仁田協議会長は、この要綱に適合すると認めたときは、様式2により使用に関する承認を行います。
- (3) 政治団体及び宗教団体による使用並びに政治的な利用及び宗教の勧誘等への利用については、使用できません。

9. 使用の取り消し

申し込み時の条件を変更したとき、又はこの要綱の趣旨に合わない使用を行ったときは、使用許可を取り消します。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。